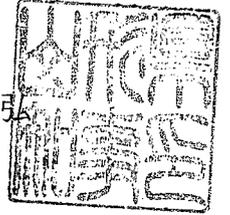


市町村第 842号  
平成19年12月4日



山形県個人情報保護運営審議会  
会長 倉岡憲雄 殿

山形県知事 齋藤 弘



住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用する事務の拡大について（諮問）

このことについて下記のとおり定めたいので、住民基本台帳法第30条の9第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

別添のとおり

## 別添

### 住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用する事務の拡大について

#### 1 根拠規定

山形県が住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の本人確認情報を利用する事務を、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の8第1項第2号及び同条第2項の規定に基づき、住民基本台帳法施行条例（平成14年山形県条例第44号）において定めようとするものである。

#### 2 利用事務

別紙1のとおり

#### 3 利用事務を拡大する理由

##### （1）住民の利便の増進

県民が申請、届出を行う際の住民票の写し等の添付を省略することが可能となる。

##### （2）行政の合理化

県における、居所不明者等の調査のための職権での住民票の写しの取得が不要になる。

#### 4 住基ネットのセキュリティ対策

住基ネットは、法等による制度面からの対策、技術面からの対策及び運用面からの対策により、十分な安全確保対策が施されている。

## 参 考

#### 1 条例改正案

別紙2のとおり

#### 2 施行期日

県民への周知期間、住基ネット新規利用者に対するセキュリティ研修の実施等を考慮し、平成20年7月1日から施行する。

#### 3 今後の予定

- ・ 12月中旬  
    ～1月上旬      パブリックコメント期間（2週間程度）
- ・ 1月中旬          パブリックコメント結果反映
- ・ 2月中旬          2月議会に条例案を提出
- ・ 3月中旬          条例公布
- ・ 7月1日            条例施行

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用する事務（条例で定める事務）

別紙1

1	総務部 (職員厚生課)	<p>■県吏員の恩給等に関する条例（昭和27年山形県条例第1号）による恩給の支給に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県吏員の恩給等に関する条例による恩給の支給に係る審査</li> </ul>	○		約80件	○	○	○	○	(12)
2	総務部 (税政課)	<p>■地方税法（昭和25年法律第226号）による県税の犯則事件の調査に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税に係る法令違反事件の犯則調査</li> </ul>		○	不明	○	○	○		(8)
3	総務部 (税政課)	<p>■山形県県税条例（昭和29年山形県条例第18号）による県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県税の賦課又は徴収（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む）に係る滞納者等の転居先調査</li> <li>・ 不動産取得税の納税義務発生の申告の審査</li> <li>・ 既存の住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例があるべき旨の申告の審査</li> <li>・ 既存の住宅用土地に係る不動産取得税の減額の申告の審査</li> <li>・ 自動車税の第2次納税義務に係る徴収金の納付義務の免除の適用があるべき旨の申告の審査</li> </ul>	○ (申告)	○	約5,500件 (うち申告： 約300件)	○	○	○	○	(12)
4	総務部 (税政課)	<p>■山形県産業廃棄物税条例（平成18年山形県条例第16号）による産業廃棄物税の賦課又は徴収（当該産業廃棄物税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県産業廃棄物税の賦課又は徴収（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む）に係る滞納者等の転居先調査</li> </ul>		○	不明	○	○	○		(4)
5	文化環境部 (循環型社会推進課)	<p>■山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年山形県条例第25号）による浄化槽保守点検業の登録及び登録事項の変更の届出に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽保守点検業者の登録・更新申請・変更の届出の審査</li> </ul>	○		約4件	○		○	○	(6)
6	文化環境部 (みどり自然課)	<p>■鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による狩猟免許並びに狩猟者登録並びに鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可並びに指定猟法の許可並びに特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狩猟免許の記載事項の変更の届出の審査</li> <li>・ 狩猟登録を受けた者からの変更の届出の審査</li> <li>・ 鳥獣許可証の交付を受けた者からの変更の届出の審査</li> <li>・ 鳥獣許可証の交付を受けた法人からの従事者証に記載された者の変更の届出の審査</li> <li>・ 指定猟法許可証の交付を受けた者からの変更の届出の審査</li> <li>・ 特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認証の交付を受けた者からの変更の届出の審査</li> </ul>	○		約30件	○	○	○		(4)
7	健康福祉部 (児童家庭課)	<p>■母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による貸付に係る債権の回収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子寡婦福祉資金の償還未納者等の転居先調査</li> </ul>		○	約200件					(1) 広島

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用する事務（条例で定める事務）

別紙1

8	健康福祉部 (保健業務課)	<p>■山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年山形県条例第56号）による貸付に係る債権の回収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員修学資金の償還未納者等の転居先調査</li> </ul>		○	約20件						(1) 広島	
9	土木部 (都市計画課)	<p>■都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発許可、開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可及び開発許可に基づく地位の承継の承認に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発許可申請の審査</li> <li>・開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可申請の審査</li> <li>・開発許可地位承継承認申請の審査</li> </ul>		○	約140件			○			(3)	
10	土木部 (都市計画課)	<p>■山形県屋外広告物条例（昭和49年山形県条例第59号）による屋外広告業の登録及び登録事項の変更の届出に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告業登録申請・変更の届出の審査</li> </ul>		○	約40件			○	○	○	○	(5)
11	教育委員会 (教育庁総務課)	<p>■山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年山形県条例第30号）による貸付に係る債権の回収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校奨学金の償還金未納者等の転居先調査</li> </ul>		○	約1件							(2) 東京 広島
12	教育委員会 (教育庁総務課)	<p>■山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年山形県条例第18号）第2条に規定する授業料及び受講料の徴収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高等学校授業料等の滞納者等の転居先調査</li> </ul>		○	約2件							(1) 広島
13	教育委員会 (教育庁高校教育課)	<p>■山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和49年山形県条例第67号）による貸付に係る債権の回収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の償還金未納者等の転居先調査</li> </ul>		○	約10件							(1) 広島
14	監査委員 (監査委員事務局)	<p>■地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民監査請求の受理の審査</li> </ul>		○	約4件			○				(3)

(参考) 全国では、14都県において条例制定済

## 住民基本台帳法施行条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>住民基本台帳法施行条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会に関する事項、同法第30条の10第5項に規定する情報提供手数料に関する事項その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（審議会）</p> <p>第2条 一略— （情報提供手数料）</p> <p>第3条 一略— （本人確認情報の開示に係る手数料）</p> <p>第4条 一略—</p>	<p>住民基本台帳法施行条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）<u>第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務に関する事項、第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会に関する事項、同法第30条の10第5項に規定する情報提供手数料に関する事項その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（本人確認情報を利用することができる事務）</u></p> <p>第2条 <u>法第30条の8第1項第2号の条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。</u> <u>（本人確認情報を提供する他の執行機関及び事務）</u></p> <p>第3条 <u>法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第2のとおりとする。</u> <u>（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）</u></p> <p>第4条 <u>知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法により行うものとする。</u> <u>（利用及び提供の状況の公表）</u></p> <p>第5条 <u>知事は、毎年、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。</u> （審議会）</p> <p>第6条 一略— （情報提供手数料）</p> <p>第7条 一略— （本人確認情報の開示に係る手数料）</p> <p>第8条 一略—</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成20年7月1日から施行する。</u></p>

別表第1（第2条関係）
一 地方税法（昭和25年法律第226号）による県税の犯則事件の調査に関する事務であって別に規則で定めるもの
二 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による貸付に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
三 都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発許可、開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可及び開発許可に基づく地位の承継の承認に関する事務であって規則で定めるもの
四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による狩猟免許並びに狩猟者登録並びに鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可並びに指定猟法の許可並びに特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認に関する事務であって規則で定めるもの
五 県吏員の恩給等に関する条例（昭和27年山形県条例第1号）による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの
六 山形県県税条例（昭和29年山形県条例第18号）による県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの
七 山形県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年山形県条例第56号）による貸付に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
八 山形県屋外広告物条例（昭和49年山形県条例第59号）による屋外広告業の登録及び登録事項の変更の届出に関する事務であって規則で定めるもの
九 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年山形県条例第25号）による浄化槽保守点検業の登録及び登録事項の変更の届出に関する事務であって規則で定めるもの
十 山形県産業廃棄物税条例（平成18年山形県条例第16号）による産業廃棄物税の賦課又は徴収（当該産業廃棄物税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

提供を受ける知事以外の執行機関	事務
教育委員会	(1) <u>山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年山形県条例第18号）第2条に規定する授業料及び受講料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	(2) <u>山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例（昭和49年山形県条例第67号）による貸付に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	(3) <u>山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年山形県条例第30号）による貸付に係る債権の回収に関する事務であって規則で別に定めるもの</u>
監査委員	<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による請求に関する事務であって規則で別に定めるもの</u>